

令和3年 第8回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ~ 24

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和3年5月21日（金） 午後2時00分

場 所 川西市役所 7階大会議室（オンライン会議）

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告第15号	川西市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定について	
5	報告第16号	川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の制定について	
6	議案第17号	川西市教育支援センター設置条例を廃止する条例の制定について	
7	議案第18号	令和4年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	
8	議案第19号	川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	
9		諸報告	

○ 出席者

教 育 長            石 田       剛

委            員                    服 部       保  
(教育長職務代理者)

委            員                    坂 本   かおり

委            員                    治 部   陽 介

委            員                    佐々木   歌 織

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 保 育 課 長	高 橋	忠 大
教育保育課長（研修担当）	岡 坂	憲 一
こども支援課長（入園所担当）	橋 川	貴 夫
こども若者相談センター所長	木 山	道 夫
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹

○ 議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査	松 永	勝 彦
---------------	-----	-----

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 15	川西市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定について	3.5.21	3.5.21	可 決
議案 16	川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の制定について	3.5.21	3.5.21	可 決
議案 17	川西市教育支援センター設置条例を廃止する条例の制定について	3.5.21	3.5.21	可 決
議案 18	令和4年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	3.5.21	3.5.21	可 決
議案 19	川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	3.5.21	3.5.21	可 決

[開会 午後2時00分]

- 石田教育長 只今より、令和3年第8回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。  
ですか。  
本日は、先日に引き続き緊急事態宣言中期間であることから、オンライン会議にて開催いたします。
- 石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。  
服部委員、聞こえますでしょうか。よろしいですか。
- 服部委員 はい。
- 石田教育長 坂本委員、よろしいですか。
- 坂本委員 はい、坂本、聞こえています。
- 石田教育長 治部委員、よろしいですか。
- 治部委員 治部、入りました。
- 石田教育長 佐々木委員、よろしいですか。
- 佐々木委員 はい、佐々木、聞こえています。
- 石田教育長 映像及び音声により委員本人であること、また相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。  
本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育政策課長（的場） 本日の「事務局職員の出欠」についてご報告申し上げます。  
本日は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として3密を避けるため、議題に関係する職員のみが出席しております。どうぞよろしくお願いいたします
- 石田教育長 では次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長           これより日程に入ります。  
                          日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、治部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

石田教育長           では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第7回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長  
(的場)                それでは、令和3年第7回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。  
                          まず、第7回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして調製させていただきます。よろしくお願いいたします。  
                          最後に、署名委員の署名ということで、服部委員、坂本委員に後日、ご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  
                          以上でございます。

石田教育長           説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。  
                          それでは、お諮りいたします。第7回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。  
  
                          (「異議なし」の声)

石田教育長           ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長           では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長  
(中西)                それでは、4月分の教育委員の皆様の活動についてご報告いたします。  
                          まず、服部委員におかれましては、狭山市教育委員会からの樹木の天然記念物指定に関する相談に際して、本市教育委員会の指定状況、指定方針



及び指定による効果等についてご紹介いただきました。

坂本委員におかれましては、「世界自閉症啓発デー in OSAKA 2021」にオンラインでご参加いただきました。また、中学校給食センター整備地である川西南中学校第2グラウンド現地視察にもご参加いただいております。

治部委員には、「川西市における幼児教育と保育施設の現状について」、こども未来部長及び私を交えまして意見交流をいただいております。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

只今の報告について、何かご質問はございませんか。

石田教育長

それでは、各教育委員会のほうから、もし報告案件等、意見等ありましたらお願いします。

まず、服部教育委員、何かありますでしょうか。

服部委員

特にありません。

石田教育長

坂本教育委員、何かご報告ありますでしょうか。

坂本委員

私は南中学校の給食センターのグラウンド整備のほうを見せていただきまして、そのときはもう少し、時間のところで急いで頑張っしてやりますということだったんですが、先日通ると、もうすっかりきれいになっていて、子どもたち、喜ばれるだろうなと思って見せていただきました。ありがとうございます。

石田教育長

ありがとうございます。

治部教育委員、何かご報告ありますでしょうか。

治部委員

一言だけお伝えさせてください。幼児教育のハード面とソフト面、教育長もよくハード面とソフト面ということをおっしゃっていただいていますけれども、やはりシステムとしてのハード面、あとは子どもをどうやってアセスメントするかのようなソフト面、そういう両方が成り立って初めて幼児教育の質が成り立つんだろうと僕も思うところです。それを考えたときに、まずソフト面が大丈夫なのかなという心配は正直あります。そのソフト面、例えば子どもへの関わり方などなど含めてですが、それが今、本当に川西の子どもたちにとって理想的な環境にあるのかどうか、今後、真

剣に考えていきたいと思ひます。そのために、今後とも委員会事務局の皆様にはご協力いただきながら、本当に今、子どもたちにとってベターな環境であるのかというのは模索していくつもりです。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

教育保育課の研修担当が中心になるかと思ひますが、そこも含めてこのコロナ禍の中でどういふ対応をしていくのかということについて、またご意見、懇談会や協議会を含めてご意見いただけたらと思ひます。

佐々木教育委員、何かご報告ありますでしょうか。

佐々木委員

特にございません。

石田教育長

ありがとうございました。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

石田教育長

次に、日程第4、議案第15号「川西市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育政策課長  
(的場)

議案書の2ページをお開き願ひます。

本案は、川西市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定を別紙のとおり制定するため、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でござひますが、教育委員会へ提出される請願書の押印を廃止するに当たり、規則の一部を改正する必要がありますので、本案を提出するものでござひます。

規則の本文につきまして、議案書3ページ、新旧対照表では議案書4ページに記させていただきます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症への対応を契機としまして、テレワークの推進、あるいはデジタル化時代に向けた制度の見直しのほう、国が書面主義であるとか、あるいは押印などの見直しを進めているところでございます。その部分を地方自治体にも積極的に対応するようというように求められているところでござひます。

川西市といたしましても、法令等に明確な根拠がある場合を除き、廃止の方向で進めていることから、そこで教育委員会といたしましてもこの請

願の提出につきましては法で定められているものではなく、かつ押印を省略しても紛争等のおそれがないことから、これを廃止しようとするものでございます。

では、議案書4ページをお開き願います。

規則の改正内容について新旧対照表にてご説明いたします。

第2条第2項において「氏名を記載し、押印のうえ提出する」とするところを、「氏名を記載の上、提出する」と改めるものであります。

施行期日につきましては公布の日としております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

石田教育長

今、課長のほうから説明がありましたように、コロナ禍の中で押印を廃止していこうということを教育委員会だけじゃなくて全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。まだ協議中のものもございますので、また新たに提案する場合はご協議させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第15号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては承認されました。

石田教育長

次に、日程第5、議案第16号「川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育保育課長  
(高橋)

議案第16号「川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の5ページをお開きください。

本案は川西市……

石田教育長 ちょっとフリーズしているようですのでしばらくお待ちください。  
各教育委員会の方、しばらく一旦休憩という形にさせていただきますので、しばらくお待ちください。

(休憩 午後2時13分、再開 午後2時18分)

石田教育長 それでは、すみません、再開いたします。

教育保育課長 申し訳ありません。もう一度冒頭より説明申し上げます。  
(高橋) では、議案第16号「川西市青少年センター設置条例を廃止する条例の制定について」、改めてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の5ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務局の組織再編に伴い川西市青少年センターを廃止する条例を制定しようとするものであります。

議案書7ページからにあります川西市青少年センターの所掌事務につきましては、青少年の健全な育成を図り、今日的な課題に、より効果的に対応できるよう学校運営を所管する教育保育課において遂行しようとするものであります。

なお、この条例は教育委員会規則で定める日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。ご協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。

もう一度確認いたします。青少年センターはこども未来部の中に入っていたわけですがけれども、キセラの中にあったわけですがけれども、今年度、組織改変を行いました。その中で青少年センターの業務について生徒指導関連のこと、補導委員会関係のことと学校園所と極めて密接に関係しているところから一緒に所管したほうがいだろうということで、青少年センターの業務を教育保育課のほうに移管しております。それに伴って青少年センターを廃止するという形になりますので、この条例もそれに伴って廃止するという、そういう考え方でございます。

先ほどもありましたけれども、何か質問等あったらお願いします。

治部委員 教育保育課に移管されるということで、より教育的な視点からメンタルヘルスを見てもらえるというのが、非行に関して見てもらえるというのは

非常にありがたいことだと思っています。

ただ、その一方で、やはり危機感のようなものを個人的に感じていて、それについて簡単に僕の意見を言わせていただきたいと思っている次第です。

学校が精神保健機関であるという役割を担っている以上、やはり学校保健と生徒指導というものとメンタルヘルスが、一緒くたになって考えていくというのが非行を考える上で大切なのかなというふうに個人的には考えています。

例えば、ここでいうメンタルヘルスというのは心の問題だけではなくて、メンタルはやはり心と体と脳のこの3つの領域がそれぞれバランスを整えながら形成されていくというのがメンタルヘルスのそもそもの定義だと僕は考えます。となると、心の問題と脳の問題と体の問題と、この3つを学校の中で、児童精神保健機関としての学校の中で見ていけるかどうかというのは今後の課題なのかなと思っています。もちろん、今でも養護教諭の先生方が積極的に子どもたちと関わって、担任の先生方が子どもたちの不調を察知して養護教諭の先生と連携してやっている姿はもちろんあるんですが、ただ、ここにメンタルヘルスがいかに非行に関して大きな影響を与えているんじゃないかという問題提起をしたかったのが今回の趣旨なんです。

例えば、神経発達症とか精神疾患とか脳機能疾患が原因となる発達の凸凹とか虐待とか、そういうものが非行の背景にあると言われているという事実は最近多く報告されています。となると、学校の先生方の生徒指導という非常にパワフルな手法と同時に、やはり学校保健であったりメンタルヘルスというものが同時に働いていくことが、非行に対して子どもたちを守っていけるということなんだろうと自分的には考えています。

メンタルヘルスに関して学校の教職員の先生の知識と意識です。知識は今のメンタルヘルスというのが何なのかという知識、あと意識、子どもたちってそもそもメンタルヘルスに関係あるのかなという意識みたいなもの、その辺って現場の先生方ってどんなふうにお考えなんでしょうか。この辺は、あくまでデータとかは必要ありません、皆さんのインプレッションで構いませんので、もしよかったらお聞かせいただければなと思いました。これが1点目。

もう1点目が、もしも虐待が社会的な問題だとするならば、それは、虐待は個人の問題ではなく、機能疾患ではなく、もし社会問題だとしたら、私たち教育委員会はこの虐待という社会問題にどんなふうに取り組んでいくんだろうなみたいなものも、やはり真剣に一緒に考えていくことが必要

なんだというふうに、今回の青少年センターの移管事例を聞きながら思っていた次第です。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

まず1点目なんですけれども、いわゆる生徒指導、問題行動といわれるものは、20年ぐらい前はその問題事象の表面のみを捉えて指導していたようなことがあったのは事実かなというふうに思っています。

ただ、最近といいますか、ここ10年ぐらいはやはりその背景に様々な、さっき言った心の問題であるとか家庭の問題であるとか、その他いろいろなものの表れとして問題行動や生徒指導が起こっているという認識は、学校も持っていますし私自身も認識はしています。教育委員会現場でいいますと、さっき言った心の問題というところについては窓口を一本化しましたので、こども若者相談センターというところで一律一つの窓口になるかなというふうに思っています。もう一つは教育保育課が学校園所の現場の状況、いわゆる表に出る部分についての窓口になるかなと思います。

ご指摘のように、教育保育課とこども若者相談センターがやっぱり機能して有機的に連携していかなければならないというふうに思っています。したがって、こども若者相談センターにも学校から来た指導主事を派遣してその連携をするとともに、適宜ケース会議等を開きながら連携を図っていかなければならないというふうに思っています。

もう一つ、学校現場の体制ですけれども、学校現場も生徒指導と例えば特別支援担当とというふうに生徒指導の側面だけで指導するのではなくて、多方面から子どもを理解しようとする動きは出ています。ただ、やはり教員ですのでそこら辺の学びというのはこれからも続けていかなければなりません。その一つのキーワードがチーム学校という、教師の視点だけではなくて福祉の目線で子どもをアセスメントしようという、そういう動きをこれからつくっていかなければいけないというふうには思っています。

ただ、それが今十分にできているかということはまだ言えませんけれども、その体制を目指して教育委員会の組織も変えていっているということでございます。

それから2点目、虐待についてなんですけれども、虐待は個人の問題ではなくて社会背景、社会のいろんな問題の一つの表れということはもうご指摘のとおりだと思います。ただ、教育だけでそれを背負うというのはちょっと難しい部分もあるのかなと思いますが、今言われているのは教育と福祉と健康ですね、そういったものはやっぱり密に連携するべきだという

ほうが、国のほうでもそういう動きをされています。どこからアプローチをするかというのは極めて大きな問題ではあるんですけども、学校で起こってきた問題を個人に集約せずに全体として見るような、そういう動きは必要かなというふうに思っています。

ただ、なかなか今の現状でアプローチするのは難しいご家庭や子どもさんがいるというのも事実かなと思いますが、その辺のところ、またご協議いただいたり、知見をいただけたらというふうに思っています。

以上です。

治部委員

どうもありがとうございました。

石田教育長

ほか、これによらずですけども、何か意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第16号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、議案第16号につきましては可決されました。

石田教育長

次に、日程第6、議案第17号「川西市教育支援センター設置条例を廃止する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育保育課長(研修担当)  
(岡坂)

議案第17号「川西市教育支援センター設置条例を廃止する条例の制定について」、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の9ページをお開きください。

本案は、教育委員会事務局の組織再編に伴い教育支援センターを廃止する条例を制定しようとするものであります。

議案書の11ページをお開きください。

現行の川西市教育支援センター設置条例の事業の教育支援センターの相談機能をこども若者相談センターに移管するとともに、相談以外の機能を教育保育課に移管するため、川西市教育支援センター設置条例を廃止するものであります。

なお、この条例は教育委員会規則で定める日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。ご協議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

これも4月からの組織改変に基づきまして、こういう条例の廃止をお願いする条例となっています。先ほど担当からも説明がありましたように、教育相談について窓口を一本化するということで、教育相談の部門と、それから、その他不登校、特別支援等について、研修等については教育保育課が担うという形になっております。今回の組織改変は機能別に分けているところですので、より一層連携が必要になるというふうに認識しています。教育相談で受けた相談内容を、教育保育課を中心にどのように連携していくかというのは、これから必要性はますます高まっていくと思いますので、その辺に留意しながら進めていきたいと考えています。

何か質問、ご意見ありましたらお願いします。

治部委員

説明ありがとうございます。

こちらの教育支援センターでの取組がまた新しいシステムになっていくというところに大きな期待を感じるころではあります。それと同時に、やはり特別支援教育を頼っている子どもたち、特別支援教育を頼りにしている子どもたちが多く学校現場に在籍している事実は忘れられてはいけないと思う中で、この特別支援教育の質がどういうふうに確保されていくんだろうとか、あとは相談部門と別々に分かれるということで、そのあたりの連携とかがうまくいくかなという心配事も少しあります。非常に先生方とか皆様事務局の方々は大変だとは思いますが、相談部門とあと特別支援教育の資質、どのように特別支援教育が行われていって、子どもたちが本当にそれで学びが保障されるのか、そのあたりについて今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

石田教育長

ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、教育保育課とこども若者相談センター、必ず連携しないとやっていけないような状況ですので、連携の必要性、そして連携の在り方について、今後、所長、それから各担当課長を中心に進めていきたいと思っております。

ほかにご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第17号につきまして、これを可決



することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長       ご異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては可決されました。

石田教育長       次に、日程第7、議案第18号「令和4年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育保健課長(研修担当) (岡坂)       議案第18号「令和4年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」、ご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

本件については、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

教科用図書の採択に関しましては、本年度は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の第15条の規定により、小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択並びに文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択を行います。そこで、方針及び組織について教育委員会の議決を求めるものであります。

14ページをご覧ください。

まず、令和4年度使用教科用図書の採択方針についてご説明いたします。

採択の基本方針といたしまして、採択に当たっては兵庫県教育委員会発行の調査研究資料を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択するいたします。

次に、採択の方法についてご説明いたします。

小学校では、法律にのっとり現状について学校に確認の上、令和2年度と同一の教科書を採択します。

中学校でも法律にのっとり現状について学校に確認の上、令和2年度と同一の教科書を採択しますが、社会科(歴史的分野)については自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることから、採択替えを行うことが可能であります。

特別支援学校及び特別支援学級については、文部科学省検定済教科書(下学年用含む)、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて学校教育法附則第9条1項の規定による一般図書(特

別支援学校・学級用) を採択します。

文部科学省著作教科書では、令和2年度と同一の教科書を採択します。

一般図書では、毎年度異なる図書を採択することができますが、その際、文部科学省発行の令和3年度用一般図書契約予定一覧及び兵庫県教育委員会発行の学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の調査研究資料を参考に採択します。

続きまして、川西採択地区協議会規約の改訂についてご説明いたします。

17、18ページの川西採択地区協議会規約と19ページの新旧対照表をご確認ください。

川西採択地区協議会規約第11条4項におきまして、旧来は義務教育諸学校の教職員にこれを委嘱するとしていたものを、新たに義務教育諸学校の教員にこれを委嘱するとこれを改訂するものであります。

改訂の理由につきまして、兵庫県教育委員会発出の義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書採択に関する基本方針において、採択地区協議会は、指導主事、小中学校の校長、教員から構成する調査員を置きとあること、また、これまで川西採択地区協議会は教員に調査員を委嘱して調査研究を進めていた実態であること、以上の理由から、今回の改訂となりました。

続きまして、採択に関する組織についてご説明いたします。

戻りまして15ページをご覧ください。

令和4年度使用教科用図書の採択に関する組織については、先ほど説明いたしました川西採択地区協議会規約に基づいております。

16ページをご覧ください。

次に、川西採択地区協議会委員の委嘱、任命についてであります。協議会規約に基づいて川西市から8名、猪名川町から6名をそれぞれの教育委員会が委嘱または任命いたします。

川西市の8名については、それぞれの選出区分に応じて1番から8番までの委員を委嘱または任命しようとするものです。

5番の金子由美教諭は、兵庫教育大学大学院で特別支援教育についての知見を深め、本市では通級指導担当教員として学習に困難が見られる児童や情緒面で様々な課題のある児童と熱心に関わってきました。現在も校内の特別支援教育コーディネーターを務め、全ての子どもが学びやすいユニバーサルデザインの視点を常に大切にしています。また、LD学会に所属し、その成果をまとめた本を共著で出版されるなど、新学習指導要領に示された今の子どもたちに必要とされる力を把握するとともに、個々に応じた支援の方法も持ち合わせております。

7番の小畑利宏様は、在職中は川西市教育委員会教育振興部学校教育室長として勤務され、学校教育全般への課題や取組に対して豊かな経験や専門的な知見を有しております。また、市立学校長として多様な子どもたちの姿を把握するとともに、川西市養護学校長として様々な特性を持った子どもを見取りや豊かな学びに対しても造詣が深いため、今年度より協議会委員をお願いしております。

また、委員の任期は協議会規約第7条第2項の委員の任期は1年とするとの条項に基づき、令和3年6月2日から令和4年6月1日まででございます。

今年度の教科書展示会については、川西市立中央図書館にて6月11日金曜日から6月26日土曜日の10時から17時で調整をしております。

案内を広報みらいふ6月号への掲載と、市役所、各学校、公民館へのポスター掲示にてさせていただきます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

これについては先日の協議会にてご説明させていただいたところでございますが、何か加えて質問、ご意見等あったらお願いします。

今回、川西採択地区協議会委員の教育委員として治部教育委員にお世話になるということです。先ほどの説明にもありましたように、特別支援学校及び特別支援学級の教科書の選定に関わるということですので、知見のある治部教育委員にちょっとご無理を言いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声)

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第18号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては可決されました。

石田教育長

次に、日程第8、議案第19号「川西市立幼保連携型認定こども園条例

の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長(副担当)  
(橋川)

それでは、議案第19号「川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の22ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決をお願いしようとするものです。

今回の提案理由ですが、川西市立川西北幼稚園と川西市立川西北保育所を統合し、令和4年4月に新たに幼保連携型認定こども園を設置するに当たり、関係条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

改正する条例の本文につきまして、議案書23ページ、新旧対照表では24ページでご説明させていただきます。

まず、23ページをご覧ください。

こちら条文の内容となっております。

第2条の表で令和4年4月1日から開設しますこども園の名称を川西市立川西北こども園とし、設置します位置は川西北幼稚園を撤去した跡地で、丸の内町7番1号として追加いたします。

なお、本条例は令和4年4月1日から施行することとし、附則第2項及び第3項におきまして川西北幼稚園と川西北保育所の廃園に伴い関連条例に所要の改正を加えております。

続いて、議案書24ページをご覧ください。

先ほど説明いたしました川西北こども園の名称及び位置の追加につきましては、上段の新旧対照表のとおりでございます。

また、川西北幼稚園と川西北保育所の廃園に伴う関連条例の所要の改正につきましては、中段及び下段の新旧対照表のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

令和4年4月から新たに幼保連携型認定こども園として開設する川西北こども園の開設に基づいての改正になりますが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい」の声)

石田教育長        それでは、お諮りいたします。議案第19号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長        ありがとうございます。

石田教育長        次に、諸報告に移ります。  
諸報告、1つ目、保育所等における待機児童数について、同じくこども支援課入園所担当から説明していただきます。

こども支援課(入園所担当) (橋川)        それでは、諸報告の1点目、保育所等における待機児童数についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、配付資料、諸報告資料①の令和3年4月の待機児童数についてご覧ください。

今年度は、待機児童数の算出基準の変更はございませんでしたので、昨年度と同様の基準に基づき算出しましたところ、16人となりました。

今年度の入所申込状況につきましては、昨年4月入所の申込数758人より171人減の587人で行いました。

また、認可保育施設につきましては、昨年度は民間保育施設3か所の新設により150人定員増となりましたが、令和3年度におきましては新設の認可保育施設はございません。

そのような状況で、保育を必要とする児童の保育所等への入所につきましては、昨年9月から入所申請を受け付けまして、一人でも多くのお子様をご希望の施設へ入所していただけるよう入所調整を進め、保育施設にも定員を超えた受入れの弾力的運用をお願いしてまいりましたが、結果として、待機児童の解消には至らず、昨年4月の待機児童数17人から1人減の16人となっております。

なお、待機児童16人の内訳は、全て2歳児となっております。

今後につきましては、子ども・子育て計画に基づき待機児童数や就学前児童の状況を見極めながら、適正な定員の確保方策を検討するとともに、AI入所選考システムの本格導入により、選考事務に要していた膨大な時間を削減し、希望する施設に入所できなかったお子様への丁寧な利用調整によるマッチング作業の時間に充てることで、待機児童の解消に向けて取り

組んでまいりたいと考えております。

なお、留守家庭児童育成クラブの待機児童数につきましては、例年5月1日時点の人数を報告させていただいておりますので、次回の教育委員会定例会において報告をさせていただく予定です。よろしくお願いいたします。

石田教育長

報告は終わりました。  
何かご質問ございますでしょうか。

坂本委員

去年の4月1日の入所申込みが758人で今年587人ということで大分減っているんですが、そもそもの数が少なくてこの人数になっているのか、今仕事がないので、仕事することができずに預ける申込みをしていないという人が多くなってこの数字になったのかということと、去年の4月の時点で1歳児が12人待機になっていたんですけども、今年は1年たって2歳児が16人になっているので、去年の1歳児さんがそのままスライドしているんじゃないかなと思ったんですが、そこら辺とかはお調べになられていますか。

こども支援課(入所担当)  
(橋川)

ご質問、2点いただいたと思います。

まず1点目の入所申込者数の減少理由でございますけれども、令和2年度の新規受付をする中では、やはり申請されておられた保護者の方におきましてもコロナの状況で少し様子を見ますということで、申請を辞退された方ですとか、また内定を得られた方におきましても、突然会社のほうをご退職することになったとかいうことの原因で内定を辞退された方というのは少なからずいらっしゃったと感じております。

減少の大きな要因につきましては、明確にコロナの影響ということが申し上げにくいところなんですけど、少なからずコロナの影響はあったかなと感じております。

2点目の昨年度1歳児12名の方が2歳児にそのままスライドしたかにつきましては、同じお子様が2歳児も待機されているというところまで確認できておりませんので、状況が分からない状況でございます。

以上です。

坂本委員

分かりました。ありがとうございます。

石田教育長

それは調べられるものなの。

こども支援課(入園担当)  
(橋川)

突合作業をすれば調べられるかと思います。

石田教育長

今、調べていないということですので、もし必要であれば突合作業をしていただいて、そのような状況なのかどうかということについてはまた機会を改めてご報告させていただきたいと思います。

ほか、何か質問ありますか。

これ、そもそも入所申込が減っているのに待機児童数が残るという理由は、ちょっと分かれば教えてください。

こども支援課(入園担当)  
(橋川)

先ほど施設の整備のところでもご説明させていただいたところなんですが、令和2年度4月当初時点では、認可保育施設が3か所新設されまして、こちら150人定員増となっております。そのため、令和2年度の4月の受入可能児童数はその150人定員を利用して大幅に受入れが可能であったんですけども、令和3年度4月時点では、認可の保育施設では新設の園はございませんので、そこで空き枠が少なく、なかなかお子様が入所できなかったという状況がございます。

以上です。

石田教育長

枠自体は同じ、758引く17で740ぐらいはあるのかなと思うんですけども、740ぐらい昨年度受入可能だったのに、今回587で16人残っているという意味なんですけど。

こども支援課(入園担当)  
(橋川)

昨年度令和2年度につきましては、新設園3施設ございましたので空き枠が150名程度ありました。令和3年4月時点ではその空き枠については、昨年度入られた方が進級されて、空き枠が少なくなっておりますので、ほぼほぼ空き枠がない状況で入所選考に臨んだという状況でございます。

石田教育長

なるほど。分かりにくいな。

こども未来部長  
(山元)

新しく入っていただくお子さんについては、基本的には小学校に移られる方の部分が定員として空いてきますので、新設がなければ小学校に移られて、あと進級で1年ずつ上がっていきますから、その差の部分が空いているわけです。ただ、昨年度はそれに加えて150人の定員枠が増えた

というふうなこともありましたので、たくさんの入所申込みをいただきましたが、一定吸収することができた、ただ、今年度は150名分の定員増の部分がなかったなので、要は進級によって定員が空いた部分だけの受入枠にとどまったと、そういったことも一つの原因として考えられますけれども、そういったことなども含めて待機児童が17人から16人という形で1名の減少にとどまったと、そんな形の整理かと思います。

石田教育長

何かほかに質問ありますか。分かりましたでしょうか。

新設だったので150人そのまま枠が空いたんだけど、今回それに入っ  
て今度は小学校へ抜ける分しか吸収できなかったということで16人の待  
機児童になったということです。よろしいですか。疑問を持ったのは私だ  
けだったのでしょうか。よろしいですか。

治部委員

僕も正直、ちょっと分かりづらいです。

石田教育長

だから、150人の増員したんだけど、その分を吸収してしまっている  
から、その子どもたちのうち小学校に行く人以外はそのまま上に上がって  
いるので、150人そのまま吸収できるわけではないという状況というこ  
とです。治部委員、分かりますか。

治部委員

もしよかったら、今度、何か見える形の表みたいなものをいただければ  
欲しいななんて思いました。

石田教育長

分かりました。そうですね。待機児童といっても一件一件いろんな背景  
もございますので、それも含めてまたご報告させていただければと思いま  
す。よろしいですか。

坂本委員

もう一回確認していいですか。これ、入所申込みというのは新規、初めて  
保育所にお預けしたいですという申込者の数ということですか。

こども支援課(入所担当)  
(橋川)

委員おっしゃるとおり、新規申込者の数でございます。

石田教育長

新規の申込みということで、今言ったように、小学校に入学している分  
の空きしかなかったということです。



坂本委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

石田教育長 よろしいですか。  
そしたら、2点目に移りたいと思います。  
諸報告の2点目、学びのスペースセオリアのオンライン支援の試行実施について報告させていただきます。

こども若者相談センター所長  
(木山) それでは、学びのスペースセオリアのオンライン支援の試行実施についてご説明させていただきます。  
諸報告資料②をご覧ください。  
こちらの試行実施の目的としましては、緊急事態宣言等の発出やその他様々な理由でセオリアへの通室が困難な児童生徒に対し、オンラインを利用した支援を行うことでセオリア指導員との関係構築や自宅での不登校支援を実施し、多様な教育機会を確保しようとするものです。  
対象者としてしましては、セオリアの登録児童生徒であり、支援方法としてしましてはZ o o mを利用したオンラインによる支援を行います。  
支援内容としてしましては2つございまして、1つ目はセオリア登録児童生徒とセオリア指導員との個別面談、2つ目は複数のセオリア登録児童生徒とセオリア指導員によるホームルームを行うこととしておりますが、実際に支援する際には児童生徒や家庭と相談の上実施してまいります。  
実施時期としましては、令和3年5月17日月曜日から実施をしております。開始に先立ち行う接続テストにつきましては今後も新規入室者のために適時実施してまいります。  
以上でございます。

石田教育長 報告は終わりました。  
セオリアのオンラインを試行的に実施していこうということでございます。何かご質問等ございますか。

治部委員 5月17日から実施で、これは、1回目はもう始まったんでしょうか。

こども若者相談センター所長  
(木山) まず、今行っている流れでございますけれども、5月13日に接続テストを行いました。その際に7名参加いただきまして、40分程度、指導員のほうとお話のほうをさせていただいたというふうに聞いております。ただ、2名の方の接続状況があまりよくなかったため、その方につきましては個別にまたテストのほうを実施していたというふうに聞いております。

5月17日から先ほど申しあげました支援1では個別面談、そちらのほうにつきましては、一応開始のほうはさせていただいているんですが、今のところ個別面談の希望のほうはないというような状況を聞いております。ただ、今後は子どもたちの様子を見ながら、例えば登録されていても通室できていないご家庭とかにまた働きかけていきたいと思っております。

2つ目のセオリア指導員とかによるホームルームにつきましては、今後6月2日水曜日、15時から予定しております。

以上でございます。

石田教育長

治部教育委員、ご理解いただけましたでしょうか。

治部委員

案件がなかったんですね。面談の要望がなかったんでしょうか。

こども若者相談センター所長  
(木山)

今のところは面談の希望がなかったというふうに聞いております。

治部委員

分かりました。

石田教育長

ほか、何かご質問ございますか。

セオリアでもなかなか登録していて通室できない子どもさんたちもいますので、アウトリーチの一つの方法として、こういうふうなオンライン支援という形を試行的にやっというふうなことです。その状況を見ながら今後、どのように充実させていくかということについてはまた報告がてら、教育委員の皆様にもご意見いただけたらなというふうに思っています。今年度初めての試みですが、できたら充実させていきたいと私も思っていますので、また情報収集をしていきたいし、また様子も見られたらなというふうには考えています。

ほか、何か質問ありますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声)

石田教育長

それでは、これで諸報告を終わります。

石田教育長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長

次回の定例教育委員会は、6月17日木曜日午後2時から、202会議

室において開会の予定です。

石田教育長

これもちまして、令和3年第8回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後3時02分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和3年6月17日

署名委員 坂本 かおり ⑩

治部 陽介 ⑩